

ヘルスケア市民サポーター登録規約

(目的)

第1条 本規約は、公益財団法人神戸医療産業都市推進機構（以下、「機構」とする。）が提供する「ヘルスケア市民サポーター」に登録申し込みを行った登録者（以下、「市民サポーター」とする。）の役割、義務、及び受けることのできるサービス等を定めることを目的とする。

(提供されるサービス)

第2条 機構は、市民サポーターに対して次のサービスを提供する。

- (1) 神戸医療産業都市または神戸市内で研究・開発されているヘルスケア関連の製品・サービスに関する各種アンケート調査やモニター試験への参加機会の提供
- (2) 健康に関するテーマで開催される市民セミナーの開催案内
- (3) 日々の生活に役立つ有用な健康情報をまとめたニュースレターのメール配信
- (4) その他、機構が提供することを決めたもの

2 機構は、前項のサービスを提供するにあたり、第5条第1項で登録された市民サポーターの連絡先に連絡を行う。

(アンケート調査について)

第3条 アンケート調査への参加機会の提供については、企業もしくは研究者（以下、「利用者」とする）からの申請案件を、機構に設置する「ヘルスケアサービス開発支援事業事務局」（以下、「事務局」とする。）にて内部で審査し承認を得た案件を対象として、機構が市民サポーターに参加を募るものとする。

2 前項の連絡を受けた市民サポーターは、調査内容を確認したうえ、これに参加する意思がある場合に限り、アンケートに回答する。

3 機構は、市民サポーターから受け取ったアンケートの回答について、氏名・住所等の個人情報が記載されていないことを確認したうえで利用者に提供する。

4 前項において、アンケート回答結果に個人情報が記載されている場合には、機構でマスキング等を行い、個人情報の保護を行ったうえで利用者に提供する。

(モニター試験について)

第4条 モニター試験への参加機会の提供については、利用者からの申請案件を機構が設置する審査委員会にて審査し、同委員会にて承認を得た案件を対象として、機構が市民サポーターに情報提供を行うものとする。

2 前項の連絡を受けた市民サポーターは、募集内容の詳細を確認したうえ、これに参加する意思がある場合に限り、市民サポーターが原則として機構に対して直接申し込みを行い、モニター試験に参加する。

- 3 機構は、申し込みのあった市民サポーターの個人情報について匿名化を行った上で、モニター試験の実施に際して必要となる範囲で利用者に提供する。
- 4 モニター試験の実施にあたり、利用者は市民サポーターから、別途モニター調査に係る同意を取得する。
- 5 市民サポーターは、モニター試験に参加する際、利用者より明示される使用方法および注意事項に従い、モニター対象の製品・サービスを使用しなければならない。

(市民サポーター登録について)

第5条 市民サポーターに登録を希望する者は、「ヘルスケア市民サポーター登録申請書」を機構に提出することにより、市民サポーターとして登録される。

- 2 市民サポーターが前項の手続きを行った場合においても、第6条に定める登録資格に該当しないことが判明した場合には、機構は市民サポーターの登録を拒否することができる。

(登録資格)

第6条 機構は、市民サポーターに登録を希望する者が次の条件をすべて満たす場合にのみ、市民サポーターへの登録を許可する。

- (1) 神戸市内在住または神戸市内在勤であること
- (2) 「ヘルスケア市民サポーター登録申請書」の記載事項に虚偽がないこと
- (3) その他、機構が登録を不相当であると判断するに足る理由がないこと

(個人情報の保護)

第7条 機構は、保有する市民サポーターの個人情報に関して、適用される法令を遵守するとともに、「公益財団法人神戸医療産業都市推進機構 個人情報保護規程」に従い、市民サポーターの個人情報を適正に取り扱うものとする。

(届出事項の変更について)

第8条 市民サポーターは、自身の住所・氏名・連絡先などの登録事項に変更が生じた場合には、速やかに機構に連絡を行う。

(市民サポーターの登録抹消)

第9条 機構は、市民サポーターが次の各号のいずれかに該当する場合には、当該市民サポーターに対し、事前に通知および勧告を行うことなく、市民サポーターの登録を抹消することができる。

- (1) 法令または公序良俗に反する行為を行ったとき
- (2) 機構や他の市民サポーターまたは第三者の商標権、特許権、意匠権、著作権、その他財産権、プライバシーその他の権利を侵害した場合またはそのおそれのある行為をした場合
- (3) 機構や他の市民サポーターまたは第三者を誹謗中傷する情報を流したとき

- (4) 第 5 条第 1 項の登録にあたり、虚偽の事項を記載したことが判明したとき
- (5) 機構や他の市民サポーターまたは第三者の名誉または信用を失墜させる行為があったとき
- (6) 反社会的勢力と関係のある、もしくは過去に関係があった場合
- (7) 本規約に違反した場合
- (8) 第 6 条第 1 項第 1 号に規定する登録資格に該当しなくなった場合
- (9) 連絡先が不明となった場合
- (10) その他、機構が市民サポーターとして不適当と判断した場合

(市民サポーターの登録解除の手続き)

第 10 条 市民サポーターの都合により市民サポーターの登録を解除する場合には、速やかに機構に連絡を行う。

(免責事項)

第 11 条 機構は、本サービスの利用により発生した市民サポーターの損害等に対し、故意または重大な過失による場合を除き、損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとする。

2 市民サポーターは、自己の判断と責任において第 2 条第 1 項に定める各サービスを利用できるものとし、当該サービスの利用に関連し第三者に対して損害を与えた場合には、自己の責任と費用において解決する。

(制度の変更・休止・終了)

第 12 条 機構は、本制度を予告なく変更・休止・終了することができるものとする。

(本規約の改定)

第 13 条 本規約に改定があった場合には、機構のホームページ上にて公開する方法または市民サポーターが機構に届出た連絡先に宛てて電子メールまたは書面を送付する方法により、市民サポーターに通知を行う。

附 則

この規約は、平成 28 年 8 月 22 日から施行する。

この規約の一部を改定し、平成 30 年 4 月 1 日に施行する。

この規約の一部を改定し、令和 2 年 5 月 15 日に施行する。